

(必ずお読みください)

「带状疱疹予防接種」を希望される方へ

※この予防接種は、法律に基づき市町村が実施しなければならない定期予防接種ですが、あくまで対象者であるご本人が接種を希望する場合にのみ受けることができます。

1. 带状疱疹について

- (1) 带状疱疹は、水ぼうそうに初感染後、生涯にわたって神経に潜伏しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの宿主の免疫力低下により再活性化することによって起こる病気です。一般的に初感染と比較すると感染力が低いとされています。症状としては、皮疹、疼痛を特徴とする疾患で、带状疱疹後神経痛等の合併症を引き起こすことがあります。また、加齢がリスクであり、70歳頃をピークとして発症する可能性があります。

2. 予防接種を受けるにあたって

- (1) この説明書をよく読んで、带状疱疹予防接種の効果、副反応、健康被害救済制度などについて理解しておきましょう。
- (2) 気にかかることや分らないことがあれば、接種を受ける前に医師や看護師に質問し、説明を聞き、十分に納得したうえで接種を受けるか否か判断してください。
- (3) 対象者であるご本人が接種を希望する場合にのみ受けることができます。ご本人の意思が最終的に確認できなかった場合は受けることができません。

3. 予防接種を受けることができない人

- (1) 過去に带状疱疹ワクチンを接種したことがある人
- (2) 接種当日、体温が 37.5℃以上ある人
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
(急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性がありますので、その日は予防接種を見合わせるのが原則です)
- (4) 予防接種の接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことのある人
(「アナフィラキシー」というのは、通常、接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です)
- (5) その他、医師が不適当な状態と判断した場合
(明らかに上の(2)～(4)に該当しなくても、医師が(2)～(4)に該当する疑いがあると判断したとき、その他接種不適と判断した時は予防接種を受けることができません)

裏面につづく

4. 予防接種を受ける際に担当医師とよく相談しなくてはならない人

- (1) 心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害を有するまたは肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな人
- (2) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人
- (3) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- (4) 過去にけいれんの既往がある人
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- (6) ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人
- (7) 過去に肺炎球菌のワクチン（13 価）の接種を受けたことがある人

5. 副反応について

接種後に注射部位の疼痛や発赤、腫脹が見られることがあります。日常生活に差し支えるほどのものではありません。通常 2～3 日で消失します。

しかし、5 年以内に再接種すると、初回接種よりも注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応の確率が高くなり、程度も強くなると報告されています。

6. 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（接種医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種当日は激しい運動は避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし、接種部位はこすらないでください。）
- (3) 接種後は自らの健康管理に注意し、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、直ちに医師の診療を受けてください。

7. 健康被害について

带状疱疹定期予防接種によって起こった副反応により、医療機関での治療が必要となったり、生活に支障が出るような障害が残るなどの健康被害を生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度があります。ただし、厚生労働大臣によって予防接種と健康被害との因果関係について認定される必要があります。

※その他不明な点があれば、住民票のある市町村の担当課にお問合せください。

南国市へのお問合せ先：南国市保健福祉センター ☎ 088-863-7373